

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおけるフィンテック関連の法制度概要 — 決済仲介サービス、仮想通貨など

| Page 1/4 |

2020年8月 No.VNM_024

はじめに

ベトナムでは、若年世代の人口ボリュームが多くインターネット普及率も比較的高いことから、国外の投資家からもフィンテック (Fintech) 分野の発展に高い関心が寄せられており、政府も意欲的な姿勢を見せています。

そもそもフィンテックとは、金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語で、金融サービスと情報技術を結びつけたさまざまな革新的な動きを指すものをいいます。一例として、Eコマースと結びついた電子決済や、ネット上で貸し手と借手をつなぐ P2P レンディング、ブロックチェーンを基盤とする仮想通貨等が挙げられます。

一方で、ベトナムにおけるフィンテック関連事業の法整備は途上段階といえ、国外からの投資の多くが決済分野に限られているのが現状です。

今回は、ベトナムの決済仲介、仮想通貨の分野を中心にフィンテック関連の法制度概要を解説していきます。

フィンテックに関連する政府方針 及び国家銀行の動き

(1) 首相決定第 149 号について

ベトナム政府は、首相決定の発行等を通して長らく金融活動へのテクノロジー導入に取り組んできました。

直近においては、2020年1月22日付の「2030年を見据えた2025年までの国家財政包括戦略の承認に関する首相決定第149/QD-TT g号」(以下、「決定第149号」という。)においても、フィンテックについて直接的な規定がされています。同決定では、政府に対して、電子マネー、プリペイドカード用電子マネー口座、電子財布、及びデジタル技術に基づくその他の金融製品サービスに関する法令を見直すことが求められています。

政府は、同首相決定の対象期間中に、銀行分野においてフィンテック規制サンドボックス (Fintech Regulatory Sandbox) を

検討し、設置するものとしています。また、金融機関と決済仲介組織等フィンテック組織との間の新たな決済技術解決策の開発活動に関する協力が奨励されています。加えて、フィンテックの開発のために必須な条件のひとつとして、銀行口座保有率を現在の63%から2025年末までに80%まで引き上げることが目標とされています。

(2) 国家銀行の動き

国家銀行も、フィンテックの導入に積極的で、「Fintech Challenge Vietnam」というスタートアップ企業のコンテストを主催する等の活動を実施しています。

国家銀行は、2017年3月16日付決定第328/QD-NHNN号により、フィンテック関連の法的枠組み等を検討させるため、フィンテック指導委員会を設置しました。同委員会はキャッシュレス決済、P2Pレンディング、ブロックチェーン等の分野におけるサンドボックス設置について検討するものです。実際に、国家銀行は、決定第149号を受けて、2020年6月の初旬に銀行分野におけるフィンテック活動に対するサンドボックスに関する政令の公布を提案するために、政令案を公開し、パブリックコメントを実施しています。

同政令案によれば、フィンテック活動に対するサンドボックスの対象となる活動は、決済、融資、P2Pレンディング、オープンAPI、ブロックチェーン、銀行支援活動等の7分野とされています。本政令の適用対象者には、金融機関法上の金融機関、フィンテックソリューションを提供し、銀行と協力するフィンテック企業、フィンテックソリューションを提供する独立した会社が含まれるとされています。国家銀行を窓口とし、首相承認を受けた企業は、承認された期間において試験的に事業活動を実施することが認められることになる見込みです。



決済仲介サービスに対して、ベトナム政府が外資規制を科すことはベトナムのWTOコミットメントスケジュールや、CPTPP協定等の市場開発に関する国際合意上、制約されていないものと考えられますが、現時点では、特段の外資規制は課されていません。この点、上述の政令第101号に代わる新政令案について、国家銀行は外資の上限を49%とすることを提言しましたが、すでに外国投資家からの出資が49%を超える事業者があることや、外国投資誘致の必要性といった観点から強い反対を受け、外資上限に関する規定は政令案から削除されています。

(4) 仮想通貨 (Crypto currency) に関する法規制

ベトナムにおいても仮想通貨が流行し、今日に至るまで仮想通貨取引自体は行われています。一方で、現在のベトナム法令上、仮想通貨、又は仮想通貨^[2]に関する投資、使用、取引、決済等について個別の法的枠組みは整備されておらず、民法、商法、国家銀行法、キャッシュレス決済に関する規定等現行法令に照らしても必ずしも明確ではない状況です。

このような状況において、国家銀行は、仮想通貨による決済について、2017年に発行された個別の公文書を通じて、仮想通貨が法令上許容された「小切手、支払指図書、取立委託書、銀行カード、及び国家銀行が規定するその他の手段」(政令第101号第4条第6項及び第7項)に該当せず違法であるとし、決済手段としての使用等の行為について罰則が適用されるとの見解を表明しました。また、ビットコイン等仮想通貨に対する管理の強化に関する2018年4月11日付首相指示第10/CT-TTG号でも、社会に対する危害や消極的な影響を抑止し、仮想通貨に関する違法行為を防止するため、国家銀行、財務省や公安省等の管轄官庁は、仮想通貨の取引等に関する活動の管理、及び制限を強化すると規定されており、慎重な姿勢が取られているといえます。

一方で、政府は法的枠組み整備にも意欲を見せており、2017年8月、首相は「仮想通貨、電子通貨及び仮想通貨を管理、処理するための法的枠組みの完成に関する提案を承認する決定第1255/QD-TTg号(以下、「決定第1255号」という。)」を公布しています。同決定で承認された事項の一つには、財務省が2020年12月までに仮想通貨及び仮想通貨を管理、処理する法的枠組みを設置するための法令の改正に関する提案を作成することが含まれています。また、2020年5月には、財務省が、財務省管轄下の仮想通貨に関する法制度整備について提案させるため、仮想通貨研究作業部会を発足させており、今後の動向が注目されるところです。



(5) その他の法規制

P2Pレンディング、ブロックチェーンといった分野は、政令第101号の直接的な適用対象ではなく個別な法的枠組みが整備されていません。国家銀行も、インターネットを經由した個人間の貸付であるP2Pレンディングについて、現実にプラットフォームを運営する事業者が存在しているものの、法的枠組みが整っていないことを認め、整備する方針を示しています。法整備がなされていない分野では、高利での貸出し、個人情報情報の漏洩、マネーロンダリング等が懸念され、早急な対応が望まれるところです。

このような状況を受けて、関連分野についてサンドボックスに関する政令案がパブリックコメントにかけられているのは先述のとおりで、今後の動向が注目されることです。

最後に

スタートアップの中には、事業計画実施のための資金需要を満たすため、外国投資の受け入れに意欲的な企業も多く見られると思われれます。一方で、必ずしも法整備が整っていない面も多いため、担当官ごとに判断が別れるといった事態も想定されるところであり、フィンテック分野での投資を検討するに際しては政策の動向も踏まえた上での慎重な判断を行うことが重要といえるでしょう。

[2] 仮想通貨について、法令上の定義規定は見受けられません。

他プラクティスグループのニュースレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他 (ご興味のある分野をご教示ください。)

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

E-mail: yasuharu.miura@aplaw.jp
Mobile: +84-8-9857-7076

M&Aや一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりベトナムのAPACに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

TOKYO



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

[> View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

ベトナムプラクティスマンとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



ベトナム社会主義共和国弁護士
ダン・ミン・チャウ
(アソシエイト)

[> View Profile](#)

日系企業のベトナム進出、および進出後における様々な法的課題解決に際しての経験を豊富に有しています。現在は、日本語も活かしながら、東京において日系企業の海外での事業支援に携わっています。

* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

[お問合せ先] E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

- No.023 「ベトナムにおける国有株式売却の現状及び法規制の概要 - 2020年中の株式売却計画を踏まえて」(2020年6月30日)
- No.022 「ベトナムにおける新型コロナウイルス対策について法務上の留意点 - 不可抗力条項適用、テレワーク、休業時の賃金支払い等について」(2020年4月2日)
- No.021 「ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制」(2020年2月28日)
- No.020 「ベトナムにおける不動産制度の概要 - 土地法改正の動向も踏まえて」(2019年12月25日)
- No.019 「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント - ホテル事業を題材として解説」(2019年10月17日)
- No.018 「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017 「ベトナムにおける労働者の解雇について - 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016 「日本・ベトナム間における人材関連事業について - 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015 「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 - 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014 「ベトナム最新法令情報(2018年下半年) - サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013 「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009 「ベトナムにおける紛争解決について - トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

[> View About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。